

AWA DM.com 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、AWA DM.com と称す。(以下「本会」とする)

第2条 (目的)

- ・ 会員が1型糖尿病に対する正しい医学的知識を得ること。
- ・ 会員相互の交流の場を設け、社会生活を営む上での問題を提起し、その解決方法を共有することで、患者やその家族が病気を前向きに捉えられるようにすること。
- ・ 最新の医療情報を収集し、共有すること。

第3条 (事業)

1. 本会は原則として毎年3回開催する。
2. その他本会の目的に必要な事業を行う。

第4条 (会の運営)

本会は世話人会により決定される事項に基づき運営される。

第5条 (会則の改正)

本会会則の改正は、世話会の承認を得て決定される。

第2章 組織

第6条 (総会)

1. 総会は毎年1回定期開催とし、代表世話人がこれを招集する。
2. なお、代表世話人が必要と認めたときは臨時開催ができる。

第7条 (会員の構成)

本会の会員は、1型糖尿病患者およびその家族、さらに本会の主旨に賛同する医療に関わる者とし、16歳以上とする。また、会員はすべて平等の権利を有する。

第8条（役員）

1. 本会には世話人会を設置し次の役員を置く。

名誉顧問	若干名
顧問	若干名
代表世話人	1名
世話人	若干名
監事	若干名
2. 代表世話人は本会を代表し総括する。
3. 世話人は世話人会を構成し会務の執行を決定し遂行に協力する。
4. 世話人は代表世話人の任命もしくは、世話人からの推薦を受け、世話人会で決定する。
5. 世話人会は役員並びに事務局担当者をもって構成する。
6. 世話人会は本会の目的遂行のための特別役員を指名できる。

第9条（役員を選出と任期）

役員を選出と任期は世話人会において決定する。2年にわたり本会に出席のない役員はその任務を退く。

第10条（事務局）

事務局は徳島大学 糖尿病臨床・研究開発センターに設置し、本会の円滑な運営を行う。

第3章 会計

第11条（会費）

1. 会員は細則に定める会費を納める。
2. その他、必要があるときには別途会費を納入するものとする。
3. 会費は主として本会の運営費に充当されるものとする。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日より同年3月31日までとする。

第13条（会計監査）

会計は世話人会が任命し総会に年次監査報告を行う。

第4章 補則

第14条（会則の施行）

本会の会則は、平成27年4月26日より施行する。

第15条（秘密保持）

本会で得た個人情報およびこれに準じる情報は、運営上必要とされるときのみ使用し、如何なる場合でも本人の了承なしに外部に公表することはしない。

第16条（共催）

本会は徳島県糖尿病協会との共催とする。ただし現地開催の場合は日本イーライリリーの協賛を得る。

第17条（後援）

本会は徳島県医師会糖尿病対策班の後援とする。

細 則

第1条 本会の運営に必要な事項はこの細則に定める。

第2条 細則の立案および改正は、会則第5条により世話人会の承認を経て行われる。

第3条 会則第11条に定める会費は当分の間次の通りとする。
現地開催の場合は参加時1人200円を徴収する。

附則

本会則は、2011年4月20日より施行する。

2 本会則は、2022年4月29日から施行する。